

◎新潟県告示第347号

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第196条の規定により、新潟県指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（昭和60年4月新潟県告示第1334号）の一部を次のとおり改正し、令和元年8月26日から実施する。

令和元年8月23日

新潟県知事 花 角 英 世

第2号の表中

「 

北 越 銀 行 県 庁 支 店	新潟市
-----------------	-----

 」

を

「 

北 越 銀 行 新 潟 県 庁 支 店	新潟市
---------------------	-----

 」

に改める。